



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
令和元年12月26日

担当	【照会先】 厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課 課長 戸高 正博 主任監察監督官 佐藤 浩一 <電話>011-709-2311 (内線 3541)
----	--

報道関係者 各位

「過重労働解消相談ダイヤル」の相談結果を公表します

～「賃金不払残業」に関する相談が12件で最多～

北海道労働局（局長 ^{ふくし わたる} 福士 亘）では、11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として10月27日（日）に実施した「過重労働解消相談ダイヤル」の相談結果をまとめましたので公表します。

【相談結果の概要】

- 1 相談件数は、34件（昨年29件）でした。（グラフ1 参照）
- 2 相談者の区分は、労働者からの相談が23件（67.7%）、労働者の家族からの相談が6件（17.6%）ありました。
- 3 業種別では、運輸交通業が6件（17.6%）、保健衛生業が5件（14.7%）でした。（グラフ2 参照）
- 4 相談内容は、賃金不払残業に関する相談が15件（27.8%）、長時間・過重労働に関する相談が13件（24.1%）でした。（グラフ3 参照）
 - (1) 賃金不払残業に関する相談（15件）のうち、残業手当が一切支払われていないというものが1件（6.7%）、残業手当の一律カットというものが14件（93.3%）でした。
 - (2) 長時間労働・過重労働に関する相談（13件）のうち、過労死等のリスクが高くなる1か月の時間外・休日労働時間数が80時間を超えているという相談が5件（38.5%）あり、そのうち100時間を超えているという相談も3件ありました。
- 5 寄せられた相談のうち、労働基準関係法令上の問題があると考えられる相談については、相談者の希望を確認した上で労働基準監督署に情報提供を行い、監督指導を実施するなど、必要な対応を行っています。

6 相談事例は、別紙のとおりです。

7 今後も、北海道労働局、道内各労働基準監督署及び「労働条件相談ホットライン」等で相談を受け付けます。

■「労働条件相談ホットライン」（厚生労働省委託事業）

平日夜間・土日（12月29日から1月3日を除く）に、労働条件に関する相談を無料で受け付けています。

[電話番号] 0120-811-610（無料）

[受付時間・曜日] 月～金 17:00～22:00、土・日 9:00～21:00

「労働条件相談ホットライン」で検索。

■「労働基準関係情報メール窓口」

労働基準法などの問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

「労働基準 メール窓口」で検索。

相談事例

1 長時間・過重労働に関する相談

【運輸交通業・10～29人】 【（年齢40～49歳）・労働者】

・トラック運転手をしている。積荷は主に建築資材である。勤務は6時から23時頃まで続き、長い日は24時を超えている。体調を崩し業務中に倒れた。
業務中に倒れたので労災ではないか。

【建設業・労働者数不明】 【60歳以上・労働者の家族】

・相談者の夫は建設会社に雇用されている。積雪期になると日中の建設作業に加え夜間は除雪作業を実施している。除雪作業期間は帰宅から出勤まで3時間程しかなく、睡眠もとれない状態である。夫の体調が心配である。

2 賃金不払残業に関する相談

【ホテル業・労働者数不明】 【60歳以上・労働者】

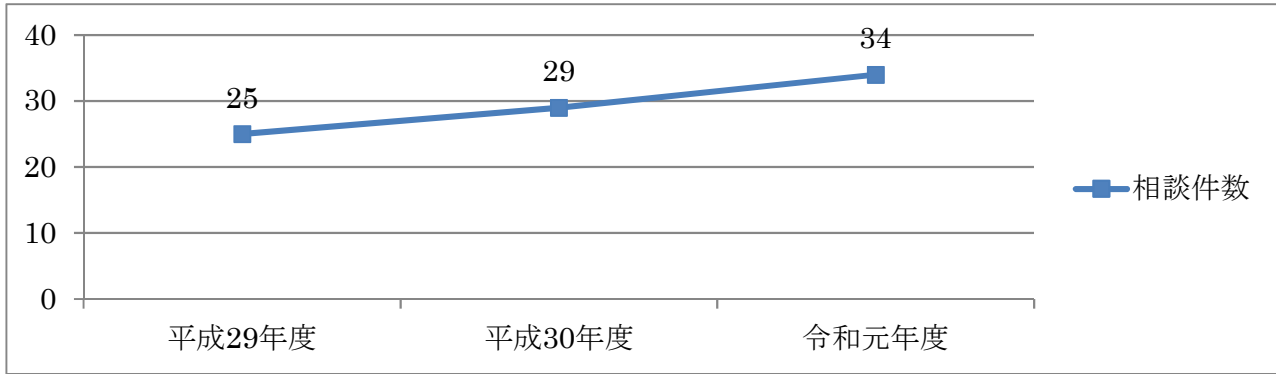
・ホテルのフロントとして勤務していた。勤務は日勤と夜勤の二交替制、休日は週1日であった。日勤夜勤とも1人勤務であり、日勤だけで月100時間以上法定労働時間を超える時間外労働を行っていた。
また、夜勤も仮眠所間が設定されていたが、宿泊者の共用スペースの管理を行っており仮眠できる状態ではなかった。
時間外労働に対する割増賃金未払いについて請求したい。

3 パワハラに関する相談

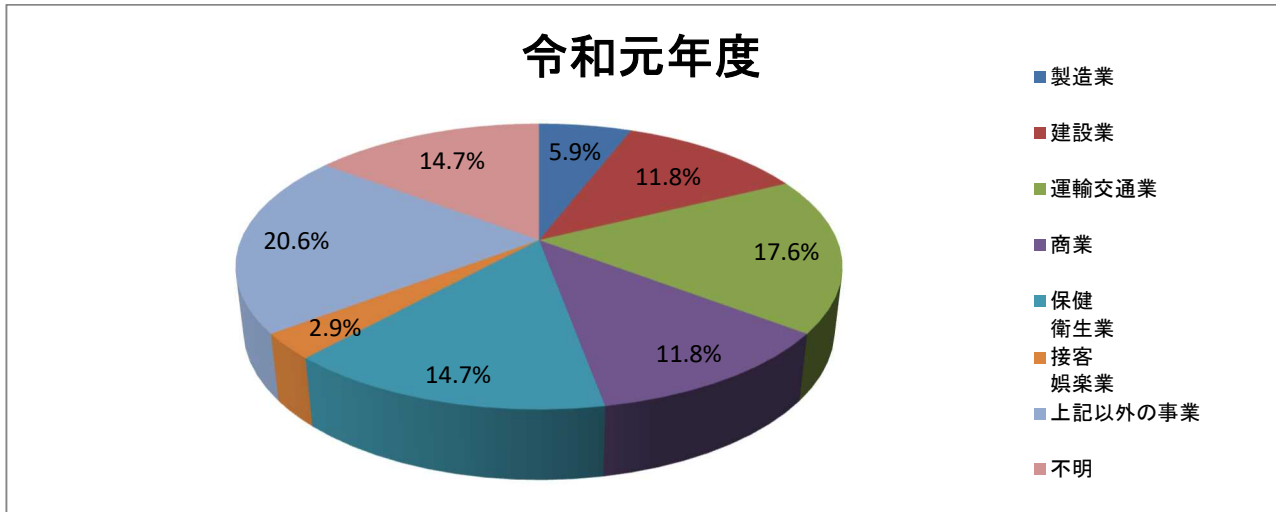
【保健衛生業・労働者数不明】 【30～39歳・労働者】

・病院の看護師長として勤務している。処理すべき業務が増加し翌朝までに完成すべき資料作成も多いが、上司からは時間外労働の削減を命じられており、過度な業務量となっている。
資料の内容が会議出席者に認められないと吊し上げのような状態となり、賃金を減額するなど過度の圧力を受けている。

グラフ1 相談件数推移



グラフ2 業種別相談状況



グラフ3 相談内容 (相談者によって複数の相談あり)

